

## ◆上水道使用節水に就て

御承知の通り、本年は稀なる大旱魃でありまして、縣下にも飲料水に困つて居らるる地方も段々ある様子がありますが、皆様方に、日々無くてはならない水道水に付きましては、可成、御不自由にならない様に存じまして、家事用水に對しては何等の制限も加へず唯一部特別用水である道路撒水や、プール用水等の使用を禁止するに止めて今日に至つたのであります、然しながら、忌部貯水池の水量は左表の通りで日々減少を辿るのみでありまして、此天候では何時降雨を見るや豫測致し難いのでありますので、やむを得ず近々一般家事用水に對しても時間給水を行はなければならぬ存じます、付きましては此際市民各位に於かれましても、此邊充分理解の上努めて水道水の浪費、濫用の弊に陥らない様御互に留意いたしまして最も大切な飲料水に事欠がない様に用意せなければならぬと存じます故、洗濯や、風呂、行水等を始め其他極めて節水の事に御留意を御願ひしたのであります、斯様な次第で御座いますから井水ある家では之を御使用下さる様願ひます。

尚共用栓使用者の中には往々給水栓を放任の儘平氣で其の周邊に於て洗濯や物件の洗滌を爲さるのを見受ける事がありますが、之等は洵に不都合であるばかりでなく、縣水道取締規則や、水道條例に違反になりますから今後充分御注意を願ひたいのであります。

昭和十四年七月十七日

松江市水道部

昭和14年の大干ばつ「節水の呼びかけ」 昭和14年7月17日

昭和14年は4月から8月までの降水量が例年の3分の1であった。宍道湖に塩水が流入し農産物・水産物の被害甚大。市民には極力節水を要望した。